

「日本語」の大切さを伝えたい

特定非営利活動法人日本語検定委員会 正会員・賛助会員募集



日本語検定は、「自分自身の日本語をとらえなおし、日本語を正しく使えるようにすること」を趣旨に、平成19年に始まりました。この日本語検定を主催する日本語検定委員会は、公平性・公益性のさらなる向上を目指しており、検定の実施だけでなく、さまざまな活動を通じて日本語の大切さを社会全体に呼びかけてまいりたいと考えております。

つきましては、委員会の活動をご支援いただける方々を募集いたしております。以下の要項をご覧のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

正会員(団体)

入会金 500,000 円 年会費 200,000 円

【会員特典】

- ・ 日本語検定機関紙『ごけん』に、御社の広告を年1回無料で掲載いたします。
- ・ 日本語検定を会員価格（受検料20%程度割引）で団体受検することができます。
- ・ 日本語検定の実施済み検定問題を会員価格で受検することができます。
- ・ 検定実施ごとに、日本語検定の各級の問題と解答解説を、1部ずつ検定実施後にお送りいたします。
- ・ 年1回委員会より講師を派遣し、2～3時間の受検対策講座を無料で行います。
- ・ 日本語検定委員会が主催する講演会に会員価格で参加することができます。
- ・ ホームページ上に団体正会員として団体名を掲載いたします。
- ・ 機関紙『ごけん』をお送りいたします。
- ・ 会員の声などを掲載した会員通信『語検のひろば』をお送りいたします。
- ・ 日本語検定委員会の総会において議決権を持つことができます。

【補足事項】

- ・ 会員価格での受検は、正式な入会後の検定申し込みから適用いたします。

※その他詳細に関しましては、委員会までお問い合わせください。

賛助会員(団体)

入会金 100,000 円 年会費 50,000 円 (1口)

【会員特典】

- ・ 日本語検定を会員特別価格(受検料20%程度割引)で団体受検することができます。
- ・ ホームページ上に団体正会員として団体名を掲載いたします。
- ・ 機関紙『ごけん』をお送りいたします。

【補足事項】

- ・ 会員特別価格での受検は、正式なご入会後の検定申し込みから適用いたします。
- ・ 賛助会員から正会員へのご変更を希望される場合は入会金の差額をご入金いただきます。(賛助会員期間中は正会員への変更はできません。)
- ・ 日本語検定委員会の総会における議決権はありません。

※その他詳細に関しましては、委員会までお問合せください。

入会手続きの流れ

- 1) 入会申込書に必要事項をご記入・ご捺印の上、委員会までご郵送ください。
- 2) 委員会にて申込内容を確認後、請求書を発行いたします。
- 3) 請求書に記載された指定口座へ入会金、年会費のお振込みをお願いいたします。
- 4) 入金の確認をもって正式に入会とし、通知書をお送りいたします。

【注意事項】

- ・ 請求書発行月の翌月末までにお振込みをお願いいたします。
- ・ 一度入金された入会金、年会費は返金できませんのでご了承ください。
- ・ 会員期間の更新手続きに関しましては、改めて委員会よりご案内を差し上げます。
- ・ 退会ご希望の方は、退会届をご提出ください。退会届の受理をもって正式な退会といたします。

特定非営利活動法人 日本語検定委員会

所在地 東京都北区堀船二丁目17番 1号

成立日 平成21年 2月 5日

事業内容

- (1) 日本語検定の実施・運営事業
- (2) 日本語に関する研修・講演会等の開催事業
- (3) 日本語に関する出版物等の発行事業
- (4) 日本語検定問題のコンテンツ等提供事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

役員

理事長	梶田 叡一
副理事長	中田 正博
専務理事	荒井 登美也
常務理事	高瀬 真一
理 事	倉持 保男
	佐々木 毅
	竹内 政明
	中村 利雄
	三宅 征夫
	柳澤 好昭
	山口 仲美
監 事	中田 喜與美
	渡邊 修一

会員規定（定款より会員に関する事項を抜粋）

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体

（入会）

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

申し込み・問い合わせ先
特定非営利活動法人 日本語検定委員会
〒114-8524 東京都北区堀船 2-17-1
TEL:0120-55-2858 FAX:03-5390-7454
E-mail member@nihongokentei.jp